

令和6年5月17日
(照会先)
コンプライアンス部
コンプライアンスグループ長 太田 幸雄
参事役 平原 真樹
(電話直通 03-5344-1112)
経営企画部広報室長 清野 秀明
(電話直通 03-6897-8092)

報道関係者 各位

職員の制裁について

日本年金機構は、下記職員の制裁を行いましたので公表します。

事案	被処分者	制裁 内容	制裁日	制裁事由(事案の概要)
1	本部人事部付 (40代)	減給	(令和6年) 5月17日	厚生年金保険料等の還付処理を遅延させていたもの
2	八戸年金事務所 一般職(30代)	戒告	(令和5年) 11月2日	年金記録の業務目的外閲覧を行っていたもの
3	木更津年金事務所 室長(50代)	戒告	(令和5年) 12月22日	年金給付関係届書の処理を遅延させていたもの

※ 日本年金機構では、戒告以上の制裁処分を行った場合には公表(被害者のプライバシー等を侵害するおそれがある場合を除く。)することとしています。

なお、戒告処分については、原則半期ごとに一括して公表することとしており、事案2、事案3は、令和5年度下半期(令和5年10月～令和6年3月)に行った戒告処分(被処分者の所属・役職は行為時のもの)として、今回、事案1と併せて公表するものです。

以 上